



今月のことば

Words of the Month

弁理士の魅力について

日本弁理士会副会長

小谷 昌崇

1. はじめに

本年度、日本弁理士会副会長を拝命しております小谷と申します。本稿では、私が日々の業務や会務を通じて感じている「弁理士という職業の魅力」について、紹介させていただきます。

弁理士の業務は、特許、意匠、商標など多岐にわたりますが、私は特許業務を主軸としてきましたので、本稿では主に「特許」を中心に据えて述べさせていただきます。

パテント誌であらためて弁理士の魅力について語ることに違和感を覚える方もいらっしゃるかもしれません。しかし、あらためて自らの業務を振り返り、その意義や面白さを言葉にすることには意味があると思っています。そしてこの文章が、弁理士を志す学生や若手、あるいは進路に悩む方々にとって、ひとつの参考になれば幸いです。

2. 技術・法律・言語を駆使する楽しさ

弁理士という職業には、他の士業にはない独特の面白さがあります。その一つが、技術と法律という異なる領域を往来しながら、発明者が創作した技術的思想を制度の枠組みの中で「権利」として具現化していく点です。

発明の本質を見極め、的確な言葉で論理的に表現し、制度の形式に適合させるには、技術的専門性に加えて、洞察力、想像力、そして論理的な思考力が求められます。私が弁理士になった当初、弁理士であった父からは「技術や法律の修得は当然として、言葉の正確さ、適切さが極めて重要であり、それを論理的に記述する力を養え」と幾度となく教えられました。

特許に携わる弁理士業務の中心は、やはり出願書類の作成です。しかしながら、それは単なる技術文書の作成ではありません。発明の本質に迫り、発明者の意図を汲み取りながら、特許請求の範囲や明細書を論理的に構築していく作業です。どこまでを具体的に記載し、どこから抽象化するか、また変形例等を想定しながら、将来的な権利行使を見据えて、記述の一言一句に注意を払う必要があります。このように、緻密な思考と構成力を求められる出願書類の作成は、一見地道な作業の連続に見えますが、実は弁理士業務ならではの創造的な面白さと充足感に満ちた作業であると考えます。

この作業の面白さは、発明者の意図を汲み取り、時に発明者自身が気づいていない着眼点を提示し、それが受け入れられる喜びにあります。また、本質を的確に捉え、それを論理的かつ簡潔に記述できたときには、知的な充足感が得られます。加えて、毎回異なる技術分野に触れ、視野や知識が広がることも、弁理士業務の大きな魅力の一つです。技術の進化とともに学び続けられる環境は、飽きることのない刺激をもたらしてくれます。もっとも、期限に追われる中での作業には、一定の心理的負担も伴います。

3. 対話から生まれる価値

弁理士の業務は、実は「言葉の仕事」とであると同時に、「対話の仕事」でもあります。発明者との対話では、技術の背景や工夫の意図を丁寧に聞き出し、特許化に値する要素と一緒に探っていきます。審査官との応答では、先行技術との差異を論理的に示しつつ、主張すべき点と譲歩すべき点の見極めが求められ

ます。審査官の認定の趣旨を理解した上で、どのような補正を行えば的確か、どの点が落としどころになるのか、審査官の応対を想像しながら反論を組み立てていきます。

また国際業務では、文化や制度の異なる外国代理人とやり取りを行います。私が若い頃、欧州の代理人とのやり取りで、日本語特有の曖昧な表現が通じず、意図を明確に伝えることの難しさと重要さを痛感したことを今でも覚えています。

こうしたコミュニケーションの積み重ねを経て、権利化という成果に結びついたときの喜びは、言葉では言い尽くせません。「伝えること」は「伝わること」ではじめて意味を持ちます。そして「伝わる」ようにするためには、相手の立場に立つことが重要です。

このように、弁理士の仕事は単なる知識や技術だけで完結するものではなく、人と人との対話を通じてこそ価値が深まり、結果として質の高い知的財産の創出につながると、私は感じています。

4. 一生をかけて磨く仕事

弁理士という職業のもう一つの魅力は、常に社会の変化と向き合うことができる点にあります。新しいビジネスモデル、生成 AI、バイオテクノロジーなどの進展は、知的財産制度に新たな問いを投げかけています。弁理士は、こうした最前線に立ち、制度と現実のギャップを埋め、柔軟な解釈と提案を通じて制度運用に寄与する存在でもあります。

また、法改正や重要判例の動向にも注意を払う必要があります。学びを怠れば、依頼者の信頼を損ないかねません。「弁理士一生研鑽」という言葉がありますが、それは単なる理想ではなく、現実的な要請でもあります。学び続けること自体がこの職業の持つ誇りであり、責任でもあると私は感じています。同時に、学び続けるからこそ、弁理士は飽きることなく知的刺激に満ちた職業だと考えています。

5. 国際性の広がり

弁理士業務の中でも特筆すべき点が「国際性」です。他の士業の多くが主に国内法に依拠している中で、弁理士は世界中の知財制度と日常的に接点を持ちます。PCT を利用した国際出願、各国代理人との連携、翻訳対応、審査対応など、国をまたいだ業務が常に発生します。

以前欧州の代理人から受け取った鑑定書に、日本とは異なる法的解釈が示されていたことがありました。このとき、国際調和が進んできているとはいえ、やはり各国法の深い理解と経験が不可欠であると再認識しました。

加えて、中小企業からの依頼においては、日本での出願を起点とし、米国・欧州・中国といった主要国における権利取得戦略をいかに描くかが問われます。その設計および実行に関与できる点は、弁理士ならではの醍醐味であり、「知財を軸とした国際ビジネス支援」の中核を担っていると位置づけられます。

6. 業務領域の広がり

弁理士の業務は出願や中間処理に限られません。たとえば、企業の経営戦略と知財を結びつける知財経営支援、イノベーションの競争基盤を整える産業標準化業務、地域資源や農水産物のブランドを保護・活用する農林水産知財業務など、知財を基礎とする支援のフィールドが年々広がっています。

弁理士は、自らの関心や専門性に応じて、多様なフィールドから活動の方向性を選択できます。大企業の研究開発を支援する道、地域産業と連携する道、教育や政策提言に関わる道など、どのようなスキルにも居場所があります。技術を見る力、制度を活かす力、人とつながる力、言葉を操る力、そのどれを強みにしても、活躍の場がある職業だと私は感じています。

7. 会務活動の楽しさ

そもうひとつ、私が弁理士として活動する中で楽しみにしているのが日本弁理士会や会派における会務活動です。各種附属機関、委員会、地域会、会派などの活動を通じて、多くの弁理士と協力しながら、業界の未来や制度の改善に向けた取り組みを行うことができるのは、非常に貴重な経験です。専門分野やバックグラウンドが異なる仲間と議論を交わす中で、視野が広がると同時に、新たな学びや気づき

を得る機会にもなっています。全国各地の弁理士との交流を通じて、人の輪が広がっていくのも、会務ならではの魅力です。

8. むすび

父からの教えの中に「精力四分割説」という言葉がありました。すなわち、精力を「仕事」「研鑽（勉強）」「会務」「遊び」に適切に配分することが、弁理士としての持続的成長につながる、という教えです。「仕事」や「研鑽」についてはよく言われることですが、「会務」や「遊び」にも振り分けるというこの考え方が好きで、私もこの言葉を胸に、日々の業務に取り組んでいます。

本年度の事業の一つとして、「ロールモデルの公表」が予定されています。これは、弁理士という職業の魅力を社会に広く伝え、将来を担う人材の獲得を目指すことも目的の一つとしているものです。受験者数が減少傾向にある今だからこそ、私たちがその魅力を語り、広く発信していく努力が求められています。本稿がその一助となれば幸いです。